

大阪府重症心身障害児・者を支える会
全国重症心身障害児(者)を守る会
大阪支部

「広汎性発達障害を伴う重症児者の 権利擁護を考える研修会」

開催

(独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業)



講師 岡田 亨 氏

去る一月二六日(土)、「エル・おおさか」に於いて、川崎医療福祉大学長であり、全国重症心身障害児(者)を守る会(の役員でもある岡田亨嘉氏をお招きして、障害者自立支援法と重症障害児者の課題と展望をテーマに研修会が開催されました。

「障害者自立支援法と重症障害児者の課題と展望」
・動く重症児について(あそび、理解能力、表現能力など)
・てんかん発作の差
・動く重症児イコール強度行動障害ではない
・強度行動障害とは

「障害者自立支援法と重症障害児者の課題と展望」
・動く重症児について(あそび、理解能力、表現能力など)
・てんかん発作の差
・動く重症児イコール強度行動障害ではない
・強度行動障害とは

「障害者自立支援法と重症障害児者の課題と展望」
・動く重症児について(あそび、理解能力、表現能力など)
・てんかん発作の差
・動く重症児イコール強度行動障害ではない
・強度行動障害とは

決して争ってはいけない、争いの中に弱いもの生き残らない、親戚重んじがちな運動に参加する者は七派を超えること、一人も七派無く守る会三原則

・動く重症児の変遷

厚労省はいわゆる動く重症児はいないというが国立病院には動く重症児病種があり組織連携が行われている。
施設や国立病院には動く重症児と強度行動障害の人がいる。全体を把握し、本人や家族が納得できるシステムを構築する必要がある。

強度行動障害処遇事業は知的障害者施設でのみ実施されている(判定法スコア20点以上)。
国立病院の重症児施設では行われていないので対象の人達はいくつか特別処理でできない。国立の動く重症児の介護度を調査すると、要介護度が多

・強度行動障害

1 もともと手のつけれないほど激しく日常的に存在する行動が、通常の療育施設ではどういって受け容れ不可能とされたものをさしていた。
2 一部の先駆的施設において優れた適応性を獲得することが実証されている事例など。
3 本人の障害そのもの由来する行動では無く環境と対応の不適切さが生じているもの

のと認識され、強度行動障害と呼ばれるべきではない。

4 適切に対応すれば限られた期間内に必ずや改善がみられるものと想定される。
・適切とされている対応(自衛行為に推奨される教育実践)

1 障害そのものを治癒させることはできない!
2 適応性を向上させることにより通常の日常生活に近づけることが可能である。
3 構造化と行動療法を主体とする一連の教育的努力が中心となる。
4 薬物の使用は(対症的補助的な意味を持つ)ても、適応性そのものを改善する主役にはなりえない。

・重症児福祉と障害者自立支援法
・重症児問題の黎明期：小林提樹先生、昭和38年
・重症児療育施設要綱・事務次官通知

「重症児福祉と障害者自立支援法」
国の施策としての重症児施設療育開始
国の指定する重症児施設は「か所からスタートした(島田博徳)びつ(守田)障害の程度が重過ぎるといふ理由で知的障害児施設あるいは肢体不自由児施設の入所対象とならなかつた障害児は全て重症児(重症児の概念が広がった)に重児施設が児童福祉法に基く施設となり、満18歳以上は対象から外された。

「全国重症心身障害児者を守る会」が提呈した国立療養所における重症心身障害児病棟設置(結核患者の減少が影響)
重症児福祉の法制化実現
重症の知能障害・重度の肢体不自由
問題点(延滞はどうなっているのか?施設間格差は広がっている、学校や在宅など、活動がますます多岐にわたるようになってきた)
・一九七〇年代末の重症児
・重症心身障害児施設について
・在宅重症児(者)の統計
・在宅重症児(者)について
・在宅重症児(者)を支えるために
・分析の構図
・危機的状況の知的障害福祉
・自立支援法の批判
・精神データの現像(発表された身体・知的精神障害者数についての疑問)
・自立について
・自立についての誤った概念、新障害者基本計画との矛盾
・自立とは、できない人が何ができるようにしたむけのことではなく、主体的に生きることに
・自立支援はこれらの力量が問われる、医学的モデルではなく社会的モデル
・発達期の障害における自立の必要性
・知的障害も肢体不自由もおよび発達期に発現した障害をもつ児童について、児者一

「全国重症心身障害児者を守る会」が提呈した国立療養所における重症心身障害児病棟設置(結核患者の減少が影響)
重症児福祉の法制化実現
重症の知能障害・重度の肢体不自由
問題点(延滞はどうなっているのか?施設間格差は広がっている、学校や在宅など、活動がますます多岐にわたるようになってきた)
・一九七〇年代末の重症児
・重症心身障害児施設について
・在宅重症児(者)の統計
・在宅重症児(者)について
・在宅重症児(者)を支えるために
・分析の構図
・危機的状況の知的障害福祉
・自立支援法の批判
・精神データの現像(発表された身体・知的精神障害者数についての疑問)
・自立について
・自立についての誤った概念、新障害者基本計画との矛盾
・自立とは、できない人が何ができるようにしたむけのことではなく、主体的に生きることに
・自立支援はこれらの力量が問われる、医学的モデルではなく社会的モデル
・発達期の障害における自立の必要性
・知的障害も肢体不自由もおよび発達期に発現した障害をもつ児童について、児者一

「全国重症心身障害児者を守る会」が提呈した国立療養所における重症心身障害児病棟設置(結核患者の減少が影響)
重症児福祉の法制化実現
重症の知能障害・重度の肢体不自由
問題点(延滞はどうなっているのか?施設間格差は広がっている、学校や在宅など、活動がますます多岐にわたるようになってきた)
・一九七〇年代末の重症児
・重症心身障害児施設について
・在宅重症児(者)の統計
・在宅重症児(者)について
・在宅重症児(者)を支えるために
・分析の構図
・危機的状況の知的障害福祉
・自立支援法の批判
・精神データの現像(発表された身体・知的精神障害者数についての疑問)
・自立について
・自立についての誤った概念、新障害者基本計画との矛盾
・自立とは、できない人が何ができるようにしたむけのことではなく、主体的に生きることに
・自立支援はこれらの力量が問われる、医学的モデルではなく社会的モデル
・発達期の障害における自立の必要性
・知的障害も肢体不自由もおよび発達期に発現した障害をもつ児童について、児者一

「全国重症心身障害児者を守る会」が提呈した国立療養所における重症心身障害児病棟設置(結核患者の減少が影響)
重症児福祉の法制化実現
重症の知能障害・重度の肢体不自由
問題点(延滞はどうなっているのか?施設間格差は広がっている、学校や在宅など、活動がますます多岐にわたるようになってきた)
・一九七〇年代末の重症児
・重症心身障害児施設について
・在宅重症児(者)の統計
・在宅重症児(者)について
・在宅重症児(者)を支えるために
・分析の構図
・危機的状況の知的障害福祉
・自立支援法の批判
・精神データの現像(発表された身体・知的精神障害者数についての疑問)
・自立について
・自立についての誤った概念、新障害者基本計画との矛盾
・自立とは、できない人が何ができるようにしたむけのことではなく、主体的に生きることに
・自立支援はこれらの力量が問われる、医学的モデルではなく社会的モデル
・発達期の障害における自立の必要性
・知的障害も肢体不自由もおよび発達期に発現した障害をもつ児童について、児者一

利用者負担の見直し①〔障害者〕

低所得者の負担軽減(20年7月実施)

- 低所得1及び2(非課税世帯)の障害者の居宅・通所サービスに係る負担上限額を更に軽減。

【1月当たりの負担上限額】

- ・ 低所得1 3,750円 → 1,500円
 - ・ 低所得2 6,150円 → 3,000円
- (通所サービスは 3,750円 → 1,500円)

世帯の範囲の見直し(20年7月実施)

- 成人の障害者について、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分を、「個人単位」を基本として見直し、本人と配偶者のみを勘案することとする。

利用者負担の見直し②〔障害児〕

障害児を抱える世帯の負担軽減(20年7月実施)

- ① 「特別対策」による負担軽減措置の対象となる課税世帯の範囲拡大

(現 行): 年収600万円程度まで※(市町村民税所得割額16万円未満)

(見直し後): 年収890万円程度まで※(市町村民税所得割額28万円未満)
→ 障害児を抱える世帯の8割以上が軽減措置の対象に。

- ② 1月当たりの負担上限額を次のように軽減

- ・ 年収890万円程度まで※(市町村民税所得割額28万円未満)の世帯が対象
- ・ 居宅・通所・入所サービス共通

【1月当たりの負担上限額(居宅・通所サービスの場合)】

- ・ 低所得1 3,750円 → 1,500円
 - ・ 低所得2 6,150円 → 3,000円
- (通所サービスは 3,750円 → 1,500円)
- ・ 課税世帯(年収300万円程度まで※) 9,300円 → 4,600円
 - ・ 課税世帯(年収300~890万円程度まで※) 37,200円 → 4,600円

※ 3人並帯主たる生計維持者+福祉要配慮者+障害児の場合

- * 「特別対策」による利用者負担対策は、平成21年度以降も実質的に継続。

障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置

情 報

ビューティ体験 交流事業



プロのエスティシャンをお迎えして、「女を磨こう」をテーマにオシャレを楽しんで頂きました。

参加者の声：

- ・ 初めて美容に参加させてもらい、いつも手入れできず、今日は気持ち良く、心からうれしく思いました。また、気分的に楽しませてもらいました。
- ・ ネイルがかなえられて嬉しかった。
- ・ 変身できて良かった。

オシャレの楽しさを教えて下さった 安藤和子先生、有り難うございました。参加者のみなさんは、とてもお綺麗で嬉しそうでした。

障害児者サポートのための研修会 「映画「朋の時間」上映会」

日 時： 平成19年12月17日(月)
場 所： 早川福祉会館

報 告：
開催終了しました



障害児者サポートのための研修会 「救急救命講習会」

講 師： 東住吉区消防署 救急救命士
日 時： 平成20年1月21日(月)
場 所： 早川福祉会館



高津成和会助成金事業「重症心身障害児者の地域生活を支えるための人材育成事業」
 大阪府重症心身障害児・者を支える会セミナー
 『重症心身障害児者の地域生活支援のために』

テーマ 「重症心身障害児施設はなくなってしまうのか！」
 講師 大阪発達総合療育センター 重症心身障害児施設フェニックス
 施設長 児玉 和夫氏

日時：平成20年3月23日（日） 13:30～16:00（受付 13:00～）
 場所：大阪科学技術センター8F 中ホール
 主催：大阪府重症心身障害児・者を支える会
 定員：80名
 参加費：2,000円（会員は1,000円 ＊事前申込に限りませす）
 連絡・問合せ先：TEL 06-6624-2555 FAX 06-6624-2556
 E-mail: osaka@sasaeru.or.jp



障害児者サポートのための研修会

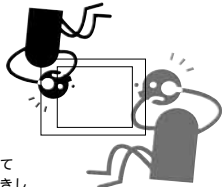
テーマ 「 自閉症の理解と支援 」

日時：平成20年4月24日（木）
 13:30～15:30

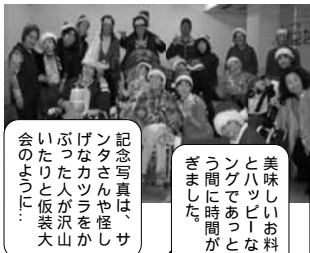
場所：早川福祉会館
 資料代：500円

自閉症について、より正しく理解し、適切な支援をしていけるよう、大阪自閉症支援センターから講師をお招きし研修会を開きます。

問合せ：大阪府重症心身障害児・者を支える会 TEL06-6624-2555



クリスマス会(交流事業)



記念写真はいっぱい撮ったよ！
 カンタさんや怪盗大森くんが来てくれたよ！

美味いお料理と楽しい時間が過ぎました。

「支える会」入会のご案内

大阪府重症心身障害児・者を支える会(全国重症心身障害児・者を支える会の大阪支部)への入会についてご案内いたします。

- 【個人会員】 年会費 8,400円
 本部「両親の集い」、本会「支える」発行購読料含む
 年会費 3,600円
- 【法人・団体会員】 年会費 10,000（1口）
 本会「支える」、発行購読料含む
- 【協力会員】 年会費 3,000円（1口）
 （運営資金の協力会員）

本会「支える」発行購読料を含む申込み・問い合わせは事務局までお願いします。

情報

（詳しい資料は大阪支部にあります）

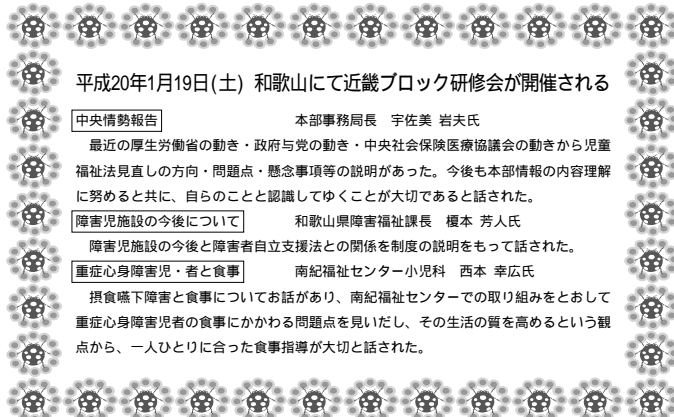
医療費控除の対象となる居宅介護費用について

障害者自立支援法の施行により、居宅介護等の障害福祉サービスの体系が再編されたことに伴い、医師との適切な連携のもとに行われた在宅障害福祉サービスの提供を受けた場合、そのサービスを受けるために要する費用についても、税法上の医療費控除の対象となることになりましたことを情報提供します。

当該障害福祉サービスを提供した指定障害福祉サービス事業者に「在宅介護費用証明書」により証明を受け、税務署に確定申告することにより医療費控除を受けることができます。（ただし、生計を一にする世帯での年間の医療費負担額が10万円を超える場合に限り。）

障害福祉サービスの種類	対象となる在宅障害福祉サービス	備	考
居宅介護	身体介護	医師との適切な連携をとって提供されたサービス	
	通院介助（身体介護を伴うもの）	〃	〃
	乗降介助	〃	〃
重度訪問介護	身体介護	〃	〃
短期入所		市町村により遅延性意識障害加算等として決定された部分に限る。（重症心身障害児施設での短期入所も含まれる。）	
地域生活支援事業	訪問入浴サービス	医師との適切な連携をとって提供されたサービス	
重度障害者等包括支援	身体介護	〃	〃

（参考資料）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長発出 各都道府県障害保健福祉主管部（局）長宛通知（平成18年12月25日 障発発1225001号）



平成20年1月19日(土) 和歌山にて近畿ブロック研修会が開催される

中央情勢報告 本部事務局長 宇佐美 岩夫氏

最近の厚生労働省の動き・政府与党の動き・中央社会保険医療協議会の動きから児童福祉法見直しの方向・問題点・懸念事項等の説明があった。今後とも本部情報の内容理解に努めると共に、自らのことと認識してゆくことが大切であると話された。

障害児施設の今後について 和歌山県障害福祉課長 榎本 芳人氏

障害児施設の今後と障害者自立支援法との関係や制度の説明をもって話された。

重症心身障害児・者と食事 南紀福祉センター小児科 西本 幸広氏

摂食嚥下障害と食事についてお話があり、南紀福祉センターでの取り組みをとおして重症心身障害児者の食事にかかわる問題点を見だし、その生活の質を高めるという観点から、一人ひとりに合った食事指導が大切と話された。

